

社会連携センター紀要『arts+』投稿規程

1. 『arts+』の基本方針

本誌に掲載される論稿は、以下の方針に沿ったものとする。

- a. 芸術と社会のつながりについて、その実態と可能性について探究する。
- b. 芸術の諸領域の交流、および様々な学問分野間の交流を促進し、学際的研究の発展に寄与する。
- c. 複数の芸術家や研究者等による共同研究を支援し、芸術を通して学術研究の振興と発展に貢献する。

2. 投稿資格

2023年4月1日時点で、以下のいずれかの条件に該当する者とする。

- (1) 本学所属の教職員，大学院生。
- (2) 本学において科研費応募資格を有する者。
- (3) 共著論文の場合，上記の者が著者に含まれていること。

3. 投稿の種類

- ・投稿論稿は、「論文」と「研究ノート」の2種類とする。
- ・本誌への投稿は未公開のものでなければならない。公刊が決まっているものや、他誌等に投稿中のものは投稿できない。ただし、学会誌等に掲載された口頭発表の要旨は既発表論文とはみなさない。なお、機関リポジトリ等での公表も公刊にあたる。例外として、機関リポジトリで公表された(または公表が決まっている)博士論文は、関係を明記したうえでその一部に基づく投稿を可とするが、新たな内容や知見等を加えることが推奨される。
- ・使用する言語は原則として日本語とする。ただし、英語の論稿については、投稿を認めるかどうかを編集委員会で個別に判断する。英語での執筆を希望する著者は、締切日の1か月前(4月30日)までに編集委員会に連絡し、事前に許可を得た上で論稿を投稿すること。許可を得ずに投稿された英語の原稿は、受理することはできない。

4. 執筆要領

4-1. 書式

- ・原稿はA4判，横書きとする。

文献の引用・固有名詞などの特殊な場合をのぞき、現代仮名遣いと常用漢字を使用する。

- ・外国語のカタカナ書きは、論文中で統一されている限り特殊な表記も差し支えない。

数字は原則としてアラビア数字を用いる。ただし慣用語、固有名詞、度量的意味の薄いものには漢数字を用いてもよい。アラビア数字は文献表や文献参照箇所を示すページ数を含めすべて半角を用いる。本文中では1桁数字は組版の時点で全角の真ん中におかれる。

- ・同じ語の表記は原則として統一する。例えば、以下のような語は表記の混在が起りやすいので、注意が必要。「～のなかで／～の中で」「～のとおり／～の通り」「できる／出来る」「わかる／分かる」「たしかに／確かに」等。また「拘わらず」と「関わらず」の区別にも注意すること。

- ・ピリオドの後には半角スペースを挿入する。

4-2. 論稿の基本構成

- ・「論文」と「研究ノート」の基本構成は以下の通り(*印で挟んだ部分は必要がなければ省略可)。

和文タイトル *——副題——* (副題を2倍ダッシュで囲む)

欧文タイトル *: 副題*

本文

注

引用文献

* 参照楽譜 *

* 参照音源 *

- ・英語による論稿の場合は、欧文タイトル、和文タイトルの順とする。それ以外は和文による論文の基本構成と同じ。
- ・原稿には、ページ下中央にページ数を記載する。

4-3. 「論文」の執筆要領

- ・日本語の要旨ならびに英語による欧文要旨を別ファイルで添付すること。
- ・原稿の分量は本文・引用文献・注、および譜例・図版・図表等も含めて、和文の場合は15,000字以上22,000字以内、欧文の場合は9,000語以内とする。譜例・図版・図表等はWordの文字カウントには含まれないので、それらに使うスペースを字数に換算して計算すること。要旨は、和文は800字以内、欧文は300語以内とする。
- ・執筆者名は、査読の際に伏せるため、本文ならびに要旨には記さず4-5の執筆者情報に含めること。
- ・注は後注方式で執筆すること。これに従っていない場合は、編集段階で脚注方式に変換する。
- ・楽譜および写真、図版等については、権利者の許諾を得たうえで、必要に応じて著作権表示を行うこと。

4-4. 「研究ノート」の執筆要領

- ・「研究ノート」とは、継続中の研究の報告である。ただし、調べたことを整理するだけでなく、著者の問い(リサーチ・クエスチョン)を明確に提示した上で、その問いの何がどこまで明らかになったのかを明示すること。
- ・原稿の分量は、和文の場合は10,000字以上15,000字以内、欧文の場合は6,000語以内とする。
- ・そのほかの執筆要領は「論文」にならう。

4-5. 「論文」と「研究ノート」に共通する執筆要領

- ・執筆者に関する情報を別のファイルで添付すること。
 - a. 執筆者姓名 日本語と欧語で記し、日本語にはふりがなをつける。姓名の順は各言語の順序に従い、姓はすべて大文字で書くこと。
 - b. 現在の所属
 - c. 連絡先のメールアドレス
 - d. 原稿タイトル
- ・譜例・図版・図表等について
 - ① 譜例・図版・図表および対訳等(以下、譜例等)は本文中に挿入すべき箇所を明示し、原稿の末尾にまとめてA4判で作成する。なお入稿の際には印刷を鮮明にするため、譜例等の元データを本文とは別のファイルで提出すること。
 - ② 譜例等は規定分量に含まれる。譜例等は投稿時のA4用紙1枚あたり1,800字分、欧文の場合は700語に換算される。
 - ③文中の文字以外の諸記号、罫線、音符、およびそれらに付随する文字も図版扱いとなる。
- ・欧文について
 - 欧文(要旨を含む)はその言語において当該領域に精通した人によって校閲されたものを提出すること。編集委員会では欧文の手直しの責は負わない。
- ・本誌の書式に関して不明なことがあれば、日本音楽学会のウェブサイトで公開されている『音楽学』の「書式の原則」など、主要な学会誌の書式を参考にすること。英語の場合、同ウェブサイトに英文の投稿規程“Guidelines for contributors”も公開されているので、例えばこれを参考にすること。

5. 原稿の送付

- ・原稿等はWord形式とPDF形式でメールに添付し、送付する。本文と譜例等を別ファイルにしても構わない。
- ・原稿の送付先は、社会連携センター紀要編集委員会 (sharen-kiyou@ml.geidai.ac.jp)。

6. 投稿原稿の採否および掲載号

- ・編集委員会は、本紀要の方針に基づき、独自性、論理性、実証性、有効性などをふまえて、総合的に掲載の可否を判断する。本紀要の方針に合わない場合、論稿の質に関わらず掲載を認めないことがある。
- ・原稿は2名以上の査読者による査読の後、編集委員会が採否を決定する。その際、編集委員会は執筆者に修正を求めることがある。
- ・掲載号および掲載の順序は編集委員会が決定する。
- ・入稿時に執筆者情報の一部を制作担当の出版社に開示する。

7. 公開の方法と著作権について

- ・『arts+』は電子公開を基本としているが、冊子体でも小数部印刷する。電子公開は、社会連携センターのウェブサイトで行う。
- ・本誌に発表された論文等の著作権(著作財産権・コピーライト)は東京藝術大学に帰属する。本誌に発表された論文等を他の著作に転載する場合には、事前に文書等で編集委員会の許可を得ること。
- ・論文中に引用される文章、図版、楽譜、写真等の著作権保有者が、執筆者以外である場合は、執筆者の責任において権利者の許諾を得たうえで、必要に応じて著作権表示を行うこと。
- ・執筆者には掲載決定後、著作権に関する事項を確認するため「著作権に関する確認書」を編集委員会に提出をお願いする。

8. 締切日

- ・**2024年5月31日**
- ・英語での執筆を希望する著者は、2024年4月30日までに編集委員会に問い合わせること。